

社会医療法人甲友会

西宮協立デイケアセンター第2ほほえみ

事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人甲友会（以下「事業者」という）が開設する西宮協立デイケアセンター第2ほほえみ（以下「事業所」という）の行う指定通所及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定め、生活の質の確保を重視し、全体的な日常生活動作の維持並びに回復を図るとともに快適な日常生活が出来るように支援する総合的なリハビリテーションサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が要介護状態若しくは要支援状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むができるよう、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったリハビリテーションを行うことで、利用者の心身機能の回復を図るとともに、利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視し、他の保険・居宅サービス事業所又は福祉サービスを提供する事業所との連携に努めるものとする。

3 この事業は、その目的を常に明確にするとともに、その目的達成のために、職員の熱意と資質を向上させるよう努めるものとする。

(当事業所の名称等)

第3条 事業を行う当事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 西宮協立デイケアセンター第2ほほえみ
(2) 所在地 西宮市津門呉羽町 9-10

(職員の職種、員数、職務の内容等)

第4条 当事業所に勤務する職員は以下とする。

(1) 管理者 医師 1名
(2) 医師（兼任） 1名以上
(3) 理学療法士（兼任） 1名以上
(4) 作業療法士（兼任） 1名以上
(5) 言語聴覚士（兼任） 1名以上

- (6) 管理栄養士（兼任） 1名以上
- (7) 介護福祉士（常勤） 3名以上
- (8) 看護師 1名以上
- (9) 事務員数については適切な人員を確保するよう努める。

4 職員の職務内容

管理者はデイケアセンターの管理及び業務の管理を一元的に行う。

医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・介護職員・看護師・管理栄養士は、通所リハビリテーション計画書に基づきサービス提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで
12月30日から翌年1月3日までの間は営業を行わないものとする。
ただし、事業所都合で臨時休業が発生する場合がある。
- (2) サービス提供時間
9時30分～15時45分

（利用定員について）

第6条 指定及び予防通所リハビリテーションの利用定員は1日28人とする。

（事業の実施地域）

第7条 西宮市今津を中心とした地域（事業所より同心円上半径2km以内）とする。

（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料）

第8条 指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

事業所は、当サービスの提供の開始に際し、あらかじめこの規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書並びに利用時の持参品、入退所時間、事業所の説明等利用上の案内を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等については利用申込者の同意を得るものとする。

2 事業所は、正当な理由なく当サービスの提供を拒んではならないものとする。

ただし、当該事業所の通常の事業の実施地域や事業内容と利用者の状態等を勘案し、利用申込者に対し適切なサービスの提供が困難であると認めた場合は、指定居宅介護支援事業所への連絡、適当な他の事業所の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

3 事業所は、当サービスの提供を求められた場合には、利用者の提示する被保険者

証によって、被保険者資格、要介護若しくは要支援認定の有無及び要介護若しくは要支援認定の有効期間を確かめるものとする。また、被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮して当サービスを提供するように努めるものとする。

- 4 事業所は、当サービスの提供の開始に際し、要介護若しくは要支援認定を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意見を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 5 事業所は、当サービスの提供に当たって、指定居宅支援事業所が開催する利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用の把握に努めるものとする。

(緊急時等の対応)

第9条 事業所は、当サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族並びに主治の医師またはあらかじめ定められた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、当サービスの提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 利用者は、通所リハビリテーション計画の作成に参画し、リハビリテーションを通じて自立した生活ができるよう努めること。
- (2) サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意すること。
- (3) 生活の秩序を保ち、相互親和に努めること。
- (4) 火気の取扱いに注意し、職員の指示に従うこと。
- (5) 利用者等からの性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（いわゆるハラスメント）が、職員または他利用者に発生した場合には、事情確認の上改善しない場合には、利用継続を中止する場合があるため、職員の指示に従うこと。
- (6) その他の当事業所が定める規程に従うこと。

(利用料、その他の費用)

第11条 事業所が、通常当サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める介護報酬の告知上の額とする。

利用料・その他費用に関しては重要事項説明書若しくは契約書にて明記する。

(虐待の防止)

第12条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定する。

　虐待防止に関する責任者　　所長　谷口貴子

- (2) 虐待防止ならびに身体拘束廃止に向けた取り組みの指針を整備する。

- (3) 成年後見制度の利用を支援する。

- (4) 苦情解決体制を整備する。

- (5) 利用者の人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の取り組みを協議する事業所内の委員会を設置する。

- (6) 職員に対する人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の取り組みを啓発・普及するための研修を実施する。

- (7) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

【身体拘束廃止について】

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で身体拘束を行うことがある。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行う。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行う。

(ハラスメントの対策と防止)

第13条 事業所は、職場内やサービス提供中において、ハラスメント（性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの）により、職員等の就業環境が害されることを防止する措置を講じる。

- (1) 法人は、ハラスメントの対応フローを作成し、職員に相談窓口を周知する
- (2) 定期的にハラスメント防止についての研修を実施する

(災害対策、感染対策)

第14条 事業所は、感染症や災害が発生した場合に備え、委員会の設置や、指針の整備、研修または訓練を実施する。

(秘密保持)

第15条 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

(苦情処理)

- 第16条 事業所は、提供した当サービスに係る利用者からの苦情には迅速かつ適切に対応するものとする。
- 2 事業所は、利用者からの苦情に関して行政機関が行う調査に協力するとともに、行政機関から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、利用者が国民健康保険団体連合会へ行う苦情の申立てに関して、必要な援助を行うものとする。また、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(記録の整備)

- 第17条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 2 事業者は、利用者に対する当サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(その他)

- 第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会医療法人甲友会理事会が別に定める。

附 則 この規程は、2011年4月1日から施行する。

2015年	4月1日	改定
2015年	7月1日	改定
2017年	4月1日	改定
2017年	10月1日	改定
2018年	4月1日	改定
2018年	9月1日	改定
2019年	1月1日	改定
2019年	5月1日	改定
2021年	4月1日	改定
2021年	5月1日	改定
2024年	6月1日	改定